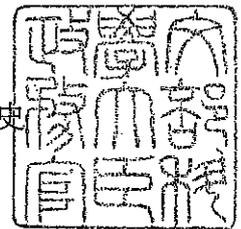


23文科施第124号  
平成23年5月16日

東北電力管内及び東京電力管内に所在する  
各都県・指定都市教育委員会教育長  
各都県知事  
各国公立大学長  
各公立大学法人の長  
公立大学を設置する各地方公共団体の長  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
放送大学学園理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
各国公立高等専門学校長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各大学共同利用機関法人の長  
公立学校共済組合理事長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
各文部科学省所管特例民法法人の長

文部科学大臣政務官  
筈 浩 史



(印影印刷)

### 夏期の電力需給対策について（通知）

東日本大震災で被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、各機関の多大な御尽力に御礼を申し上げます。

夏期の電力需給対策については、「夏期の電力需給対策の骨格について」（平成23年4月11日付け23文科施第40号筈文部科学大臣政務官通知）を發出したところですが、このたび政府の電力需給緊急対策本部において、「夏期の電力需給対策について」が決定されましたのでお知らせいたします。

各機関におかれましては、特に下記の内容に留意しつつ、本決定を踏まえた電力需要抑制対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本決定本文及び関係資料は、文部科学省のホームページに掲載されていますので必ず御確認いただきますようお願いいたします。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/attach/1306046.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1306046.htm))

都県教育委員会及び都県知事においては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、所管又は所轄の学校その他の教育機関等に対して、各特例民法法人においては、加盟事業者等に対し、このことを周知してください。

## 記

1. 東京電力及び東北電力管内全域において、使用最大電力に係る目標とする需要抑制率は、全ての部門で均一に15%とされていること
2. 大口需要家（契約電力500kW以上の事業者）は、需要抑制の具体的対策について計画を策定し実施することとされていること。また、政府は、大口需要家に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限について、必要な準備を進めることとされていること
3. 小口需要家（契約電力500kW未満の事業者）は、政府が示した「節電行動計画の標準フォーマット」等を参考として、自主的な節電行動計画を策定・公表し、実施することとされていること
4. 個別の需要家による取組に加え、それぞれの事業の形態に適合する範囲で、複数の需要家による共同の取組に係る検討も求められていること
5. 小中学校の授業や夏休みの課題で「節電」が取り上げられるよう求められていること
6. 大型イベント開催等における需要抑制に係る配慮が求められていること
7. 独立行政法人及び公益法人は、「政府の節電実行基本方針」及び今後策定される各府省の節電実行計画を参考として、当該法人の節電計画の策定が求められていること

以上

### 【問い合わせ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
参事官（技術担当）付

03-5253-4111（内線2319）

事務連絡  
平成23年6月30日

東北電力管内及び東京電力管内に所在する  
各都県・指定都市教育委員会教育長  
各都県知事  
各国公私立大学長  
各公立大学法人の長  
公立大学を設置する各地方公共団体の長  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
放送大学学園理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
各国公私立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
公立学校共済組合理事長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
各文部科学省所管特例民法法人の長

文部科学省総括審議官 前川 喜平

### 節電対策に関する周知への協力依頼について

夏期の電力需給対策については、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月16日付け23文科施第124号笠文部科学大臣政務官通知）にてお願いしたところですが、経済産業省資源エネルギー庁から別添のとおり、節電対策に関する周知への協力依頼がありました。

各機関におかれましては下記を参考に、引き続き節電対策に取り組んでいただくよう御協力をお願いします。

都県教育委員会、都県知事及び構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては、それぞれ域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、所管の学校、所轄の私立学校（専修学校・各種学校を含む。）及び当該私立学校を設置する学校法人等その他の教育機関等に対して、加盟事業者等を有する特例民法法人においては、加盟事業者等に対し、このことを周知してください。

### 記

#### 1. 政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」及び節電ダイヤルの開設

ポータルサイト「節電.go.jp」は、家庭向けパンフレットのダウンロードや、事業者向けの節電計画の作成等ができる、節電に関する国民への情報提供窓口です（別紙1）。

また、「節電ダイヤル」は、事業者・家庭の方からの、効果的な節電方法や節電行動計画に関する問い合わせ窓口です（別紙1）。

- ・ポータルサイト「節電. go. jp」 <http://setsuden. go. jp>
- ・節電ダイヤル 0570-064-443

## 2. 節電サポート事業

経済産業省資源エネルギー庁では、小口需要家による自主的な節電行動計画の策定・公表を支援するため、以下のとおり「節電サポート事業」を実施しています。（特に②③については、全ての事業者が活用可能。）

- ①小口需要家（高圧受電の需要家）に対し、保安管理業務を委託されている電気主任技術者等による節電の戸別訪問を実施中。
- ②東京電力・東北電力管内各地において小規模な節電説明会を順次開催中（別紙2）。
- ③ポータルサイト「節電. go. jp」における、事業者による自主的な節電行動計画の策定・公表を可能とするサイトにて登録を受付中（別紙3）。

## 3. 家庭の節電宣言

家庭の自主的な節電行動を促す啓発ツールの1つとして、7月1日（金）より、「節電. go. jp」に参加型プログラム「家庭の節電宣言」を創設し、様々なコンテンツで節電をサポートすることとしています（別紙4）。

## 4. 大型イベント開催等における配慮

大型イベントを開催する際は、ピーク期間・時間帯に配慮した開催の可能性を検討していただき、規模に応じた節電行動、装飾・広告に係る電力使用の抑制、イベント会場周辺施設への節電呼びかけ、参加者への節電呼びかけ等の節電の取組に御協力をお願いします。

5. 独立行政法人及び特例民法法人においては、政府の節電実行基本方針及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ、貴法人の節電計画を策定するようお願いしておりますが、ポータルサイト「節電. go. jp」において計画の策定及び公表をすることも可能ですので、適宜御活用ください。

6. 「夏期の電力需給対策について」において、「行き過ぎた節電は、熱中症等の健康被害を生じるおそれもあるため、節電啓発活動に当たっては健康への配慮等についても十分周知する」こととされており、以下の関連サイト等を参考にしていただき、熱中症予防に十分ご配慮いただきますようお願いします。

- ・「環境省熱中症情報」（環境省）[http://www. env. go. jp/chemi/heat\\_stroke/](http://www. env. go. jp/chemi/heat_stroke/)
- ・「熱中症を予防しよう」（（独）日本スポーツ振興センター）<http://naash. go. jp/anzen/>  
（学校安全web>学校安全>学校安全情報>学校での事故防止対策集>熱中症の予防について）

以上

### 【節電サポート事業に関する連絡先】

事務局本部（支部も設置予定）：0570-064-443  
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課：03-3501-9726

### 【家庭の節電宣言に関する連絡先】

事務局（（株）博報堂内）：03-6441-4217  
経済産業省 産業技術環境局 環境政策課：03-3501-1679

### 【問い合わせ先（とりまとめ）】

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
参事官（技術担当）付：03-5253-4111（内線 2319）

節電対策に関する周知への協力依頼

平成 23 年 6 月 28 日  
経 済 産 業 省  
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁

この度の未曾有の大震災に伴う節電への御協力を御礼申し上げます。

5 月 13 日に政府の電力需給緊急対策本部が取りまとめた「夏期の電力需給対策」において、東京電力及び東北電力管内の大口需要家・小口需要家・家庭は均一に 15% の需要抑制目標が設定されたところであり、中でも、自主的な取組が期待される小口需要家・家庭については、広報・啓発活動が特に重要です。

7 月 1 日から夏期のピーク期間を迎えるにあたり、貴府省庁管下の関係業界団体及び所属企業等に対し、別紙の資料を参考としつつ、下記 4 点の東京電力及び東北電力管内の小口需要家・家庭向けの節電対策について周知を図っていただくよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

周知の御協力をお願いしたい事項

- ① 政府の節電ポータルサイト「節電. go. jp」 <http://setsuden. go. jp>  
及び 節電ダイヤル 0570-064-443
- ② 節電サポート事業
- ③ 家庭の節電宣言
- ④ 大型イベント開催等における配慮

なお、貴府省庁所管の独立行政法人及び公益法人に対し、当該法人の節電行動計画の策定公表を促すとともに、ポータルサイト「節電. go. jp」を活用した節電行動計画の登録について周知願います（別紙 3）。

また、貴府省庁の職員の皆様に対しましても、「家庭の節電宣言」を積極的に御活用いただくよう周知願います（別紙 4）。

【本件に関する連絡先】

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課

担当：出光、川内、高木

電話 03-3501-9726

メール [idemitsu-keisuke@meti. go. jp](mailto:idemitsu-keisuke@meti. go. jp)

[kawauchi-asuka@meti. go. jp](mailto:kawauchi-asuka@meti. go. jp)

[takagi-satoshi@meti. go. jp](mailto:takagi-satoshi@meti. go. jp)